

## 生徒心得

学校生活を通して、自由な中にも責任と規律ある生活態度を身につけることは高校生として最も大切なことの1つである。

本校生徒としての誇りを持ち、次に掲げる諸項を守って学校生活を送り、豊かな知性と人間性を養い、心身ともに健康で、協調性と実践力を持った有為な者として、本校を巣立つことができるよう努力しよう。

### 1 校内生活

(1) 学校生活を明るく有意義に送るためには、心身ともに健康でなければならない。常に心身の鍛練に励み健康の保持に心がける。

(2) 明朗、節度のある態度で互いに励まし合い、良い友人を作るよう心がける。

(3) 学習においては、まじめで熱意のある態度で臨み、その目標達成に全力をあげて取り組む。

(4) 自ら積極的な態度で学ばなければ真の学力とはならない。勉学の計画をたて、予習、復習を必ずするようにする。

(5) 自習時間中は、監督の先生の指示により所定の場所で静かに行うとともに、他の迷惑にならないようにする。

(6) ホーム・ルームは学校における基礎的な生活の場である。よりよい人間関係を作り、担任と協力して明るく豊かな学校生活を送るようにする。

(7) 学級委員をはじめ各委員は円滑な学校生活を送ることができるよう、常に先生との連絡を密にする。

(8) 教室は常に清潔にし、整理、整頓に努め、気持ち良く授業が受けられる雰囲気を保つようにする。

(9) 学校の施設、備品などの公共物は、私達が使用するものである。大切に取扱い、常に整理、整頓を心がける。万一破損、紛失などした場合はすみやかに関係の先生に申し出て指示を受ける。

(10) 学校の施設、備品などを使用する場合は、事前に関係の先生に届け出て許可を得る。

(11) 節水、節電に努めよう。携帯電話の充電等は禁止する。

(12) 学校で行う行事には積極的に参加して、十分な成果をあげることのできるよう努める。

(13) 集会には無断で参加しなかったり、遅れたりしないようにし、集会中は私語など全体の秩序を乱す行為をしてはならない。

(14) 職員および来客に対して礼を失しないよう心がける。また職員室、事務室などの出入時はもちろん、生徒同士も礼儀正しい態度をとるようにする。

(15) 校内における文書などの掲示、また集会などを行う場合、事前に関係の先生に届け出て許可を得る。

(16) 許可なく外部の者を学校に呼んではならない。

## 2 出 欠 席

(1) 常に自己の健康管理に努め、欠席、遅刻、早退、欠課をしないようにする。

(2) 欠席、遅刻は、事前に生徒手帳の諸届・連絡欄を使い、担任に届け出る。ただし不測の場合にはとりあえず電話などで学校に連絡し、次の登校日に同様の方法で届け出る。

病気により、10日以上欠席する場合は医師の診断書を添える。忌引日数

父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母・その他同居親族1日。

(3) 早退、欠課は無断ではではない。必ず事前に担任、または関係の先生に申し出て許可を得る。

※授業に遅れる場合は入室許可証、早退する場合は早退許可証が必要である。

## 3 登校・下校

(1) 特別の場合を除き、午前8時35分までに登校する。

(2) 下校時刻は次のとおりとする。

①一般生徒 16:30

②部活動生徒

部活動の終了 18:30

完全下校 19:00

\*公式戦等、特別の事情のある場合は生徒会に申請し、30分の範囲で延長することができる。

(3) 登校、下校の際、交通法規、公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけないように心がけるとともに、自己の安全に気をつける。またやむを得ない用件のほか他所に立ち寄らない。

(4) 登校後の無断外出は禁止する。必ず事前に担任または関係の先生に申し出て許可を得る。

(5) 行事の準備など特別の場合で残留を希望する場合は、事前に関係の先生に届け出て許可を得る。

(6) 自転車による通学は自転車通学規定により、許可を得る。

## 4 服装、所持品

(1) 特別の場合を除き、登校、下校、校内においては本校指定の制服を着用する。

(2) 制服は服装規定に従って着用し、清楚、端正を旨とすること。

(3) 所持品は華美、贅沢なもの、また不用の物品は持参しない。必ず記名し、自己の責任で管理する。なお、所持禁止の物品、不用の物品の細目は、別に連絡する。

(4) 貴重品や現金は必ず身につけておくか、教室内個人ロッカーに鍵をかけて自己管理すること。

(5) 紛失したり、拾得した物がある場合はすみやかに担任、関係の先生に申し出る。

(6) 生徒間の金品の貸借は慎む。

## 5 校外生活

(1) 校外においても、本校生徒としての品位と自覚を持ち、常に自己の向上への努力を怠らないようにする。

(2) 学校からの伝達事項などは保護者に必ず伝える。

(3) 外出の際は、交通安全に心がけ、他に迷惑をかけないようにする。

(4) 夜間外出、外泊はしない。やむを得ない場合は事前に保護者の承諾を得る。

(5) 外泊をとまなう旅行、キャンプなどは事前に保護者の承諾を得、綿密な計画を立てて担任に届け出る。

(6) 高校生としてふさわしくない遊戯施設などに出入することは禁止する。

(7) 長期休業中は、学力の補充、心身の鍛練などに心がけ、十分な計画を立てて充実した生活をするように努める。

(8) アルバイトは届け出制とする。アルバイトをしようとするときは保護者の承認を得、所定の届け出用紙に記入し、担任に届け出ること。ただし、次の場合はアルバイトを禁止する。

① 本校制服着用 of アルバイト

② 学校生活に支障をきたすアルバイト

③ 高校生にふさわしくない場所でのアルバイト

④ 危険をとまなうアルバイト

⑤ 夜10時以降のアルバイト

(9) 家庭に事故が発生した場合、すみやかに学校へ連絡する。

## 6 交通安全

「スタートかながわ」の精神を尊重し、生命尊重と自他の安全確保に努め、主体的に「車社会」の一員としての社会的責任を果たす。

(1) 免許証取得については、保護者と十分に話し合い、必ず担任に届け出ること。

(2) 免許証を取得した生徒は安全運転講習会等に参加し、交通ルール・マナーを守ること。

(3) 車・バイクを登下校に使用しないこと。

(4) 制服を着て車・バイクを使用しないこと。

(5) 私服であっても、登校にバイクを使用しないこと。また、本校外周道路を車・バイクで走行しないこと。

※自転車通学の生徒は、デイサービスセンターに迷惑をかけること。

## 7 その他

- (1)喫煙、飲酒、盗みなど法律に反する行為をしてはならない。
- (2)いじめ、暴力行為は絶対にしてはならない。
- (3)以上のような行為を見たり、受けたりは場合は、すみやかに先生に知らせること。

## 服 装 規 定

高校生としての品位を保ち、綾瀬西高校の生徒であるとの自覚と誇りをもって制服を着用すること。

- (1)登下校及び対外試合等、公式の場に参加する際は、制服を正しく着用すること。
- (2)職員室に来るときや授業中にも服装の乱れに注意し、制服を正しく着用するよう心がけること。
- (3)制服は指定業者が作製したものを着る。ワイシャツ・半袖ワイシャツは市販の白無地のものでよい。
- (4)バッジ、ボタン等は規定のものを定められた場所につける。
- (5)靴、靴下、ベルト、コート類は、華美でない、高校生らしいものを着用する。
- (6)髪は常に清潔に保ち、パーマ・染髪は禁止する。カラーコンタクト・化粧・マニキュア類及びアクセサリー類も禁止する。なお、この禁止事項に関する細目は、別に連絡する。
- (7)防寒等のためには学校指定のニット類（ベスト、セーター、カーディガン）を着用する。  
色：白・黒・紺・グレー
- (8)夏服規定適用期間は、別記の通りとするが、その前後1週間を移行期間とする。
- (9)やむを得ない理由で規定の服装ができない場合は、異装届を担任に提出する。
- (10)スカート・ズボン・制服の改造は禁止する。
- (11)ブレザー着用時は、リボン・ネクタイを必須とする。

### 制服着用期間

〔ブレザー着用期間〕

・11月1日～4月30日

### 夏服規定

- (1)5月の衣替え時より、男子は白無地のワイシャツ・半袖ワイシャツ、ズボン、ネクタイ、女子は白無地のワイシャツ・半袖ワイシャツ、スカートまたはスラックス、リボンまたはネクタイを着用する。ただし、リボン、ネクタイは気候により着用しなくともよい。
- (2)ズボン、スカートは冬服でもよい。
- (3)夏服は指定業者が作製したものを着る。
- (4)温度調節のために学校指定のニット類を着用することができる。

(5)夏服期間中は、市販のポロシャツ（白無地に限る）を着用してもよい。

## 『生徒心得』および『服装規定』の細目規定

(1)生徒心得の4服装、所持品の(3)の細目規定について

ア ナイフ等危険な物は所持、持込みをしないこと。

イ 携帯電話・スマートフォンはマナーを守って使用すること。

※授業中及びHR中の使用は禁止する。

※テスト中の使用は不正行為とみなす。

(2)生徒心得の服装規定(5)(6)の細目規定について

ア 校舎内では学校指定の上履きを履くこと。また、サンダル、クロックスでの登下校も禁止する。

イ 頭髪の染色・アイロン等による変色、一度でも手を加えたら常に改善が必要になるので、手を加えないこと。

※手を加えた場合は地毛申請を取り消します。

ウ マスカラ・アイシャドウ・口紅・ファンデーション・香水はもちろん、「化粧」である。学校にはしてこないこと。マニキュア、ジェルネイル、つけ爪等も禁止とする。

エ 指輪・イヤリング・ピアス・ネックレス・カラーコンタクトなどの「装身具」をつけないこと。

以上のほか、清楚・端正とはいえない服装をしたり、華美・贅沢なもの、不用なものを所持しないように心がけ、みんなが安心して通える学校をつくろう。